

申請の手引き

生駒市は、地球温暖化の防止及び災害に強い自立・分散型エネルギー社会の構築のため、創エネルギー・省エネルギーシステムの設置費用を補助します。

*補助の対象となるシステムは下記の5つです。

- ・ 太陽光発電システム
- ・ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- ・ 住宅用エネルギー管理システム（HEMS）
- ・ 家庭用リチウムイオン蓄電システム
- ・ V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム

【問合せ先・提出先】

生駒市役所 地域活力創生部 環境モデル都市推進課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 TEL 0743(74)1111 （内線 376）

受付期間（全補助対象システム共通）

令和元年5月15日（水）から令和2年3月31日（火）

（午前8時30分から午後5時15分）

※なお、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（令和元年12月28日～令和2年1月5日）は閉庁のため除きます。

※受付期間内であっても、補助金の交付額が予算の範囲を超えた場合、その日をもって受付を終了します。

太陽光発電システム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値が 2kW 以上 10kW 未満 のものであること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを住宅の屋根等への設置に適した配電線と逆潮流有りで連系し、平成 31年3月1日以降に電力会社と電力受給契約※を行う者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 住宅への設置者

市内の自ら所有し又は居住する住宅（店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。以下「住宅」という。）に補助金の交付対象となる補助対象システムを設置した者

(2) 対象システム付住宅の購入者

建売住宅供給者等から市内にある補助対象システム付住宅を購入し、発電した電力を自らの住戸の部分で使用する者

(3) 分譲共同住宅（共用部分での使用）への設置者

市内の分譲共同住宅に補助対象システムを設置し、発電した電力を共用部分で使用する分譲共同住宅の管理組合の代表者

(4) 上記(1)から(3)以外の建築物等への設置者

市内の自ら所有する上記(1)から(3)以外の建築物等に補助対象システムを設置した者（国及び地方公共団体は除く。）

※電力会社との電力受給契約に関する書類（「電力受給契約のご案内」）の受給開始日が平成 31年3月1日以降であるものが対象となります。

3 補助金の額

太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値 1kW 当たり 2万円（上限 10万円）

※kW 表示で小数点以下 2 桁目を切捨て。

家庭用燃料電池システム（エネファーム）

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会（F C A）が交付する補助金（以下「国補助金」という。）の補助対象システムとして指定されている機器であること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に設置し、かつ、国補助金の額の確定通知を平成31年3月1日以降に受けている者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

1件当たり5万円

住宅用エネルギー管理システム（HEMS）

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載しているものであること。
- (3) HEMSを設置した住宅の電力使用量を計測、蓄積し、専用モニター等により表示できる等の「見える化」が実現できるものであること。
- (4) 1つ以上の設備又は電気機器に対して、電力使用量を削減するための制御又は蓄電池等の蓄エネルギー設備（以下「蓄エネルギー設備」という。）を用いたピークカット、ピークシフト制御を自動的（使用者の確認を介した半自動制御を含む。）に実行できるものであること。
- (5) 太陽光発電システム等の創エネルギー設備及び蓄エネルギー設備との接続機能を有しており、発電量、充電量等の情報を取得又は計測できるものであること。
- (6) 電力使用量に関する情報に基づき、電力使用量の削減を促す情報提供（目標達成状況を提示する省エネ評価を含む。）を行うことができるものであること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に平成31年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

設置に要する費用の額（千円未満切捨て。上限1万円）

家庭用リチウムイオン蓄電システム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) リチウムイオン蓄電池部及びインバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたものであること。
- (3) 一般社団法人環境共創イニシアチブが行う「ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）支援事業」の補助対象機器として認められたもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。
- (4) 蓄電容量が1.0kWh以上であること。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に平成31年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

蓄電容量 1kWh 当たり 1万円（上限6万円）

※kWh 表示で小数点以下2桁目を切捨て。

V2Hシステム

1 補助対象システム

- (1) 未使用品であること。
- (2) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。
- (3) 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象となる充電設備として登録されているもの又は同等以上の機能を有すると市長が認めるもの。

2 補助金交付対象者

補助対象システムを生駒市内の自ら居住する住宅（ただし、住民登録地と同一であること。また、店舗商業施設を兼ねた住宅及び共同住宅を含む。）に平成31年4月1日以降に設置した者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象システムを既存又は新築の住宅に設置した者
- (2) 補助対象システムが設置された新築の住宅を購入した者

3 補助金の額

1件当たり5万円

補助金の交付対象者とならない人（全補助対象システム共通）

下記のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者になりませんので、ご了承ください。

- 市税を滞納されている人（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている人を含む）。
- 申請を行おうとする補助対象システムについて、同一の世帯にある人が過去において補助金の交付を受けられている人。
- 申請を行おうとする補助対象システムについて、生駒市からの他の補助金の交付を受けられている人。

※なお、他機関の補助制度との併用は可能です。

申請に必要な書類

全ての補助対象システムで必要となる書類と、申請を行おうとする補助対象システムで必要となる書類があります。

補助対象システム	必要書類
共通	<p>1 生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）</p> <p>2 宣誓書（様式第2号）※ ※太陽光発電システムの申請者で、下記に該当する場合は記載している書類が必要です。 <u>(1) 分譲共同住宅（共用部分での使用）への設置者で管理組合の代表者</u> <u>管理組合の規約及び役員名簿並びに代表者の住民票の写し（3ヶ月以内のもの）</u> <u>(2) 住宅以外の建築物（事業所等）への設置者で生駒市外の個人</u> <u>宣誓書と住民票の写し（3ヶ月以内のもの）</u> <u>(3) 住宅以外の建築物（事業所等）への設置者で法人</u> <u>宣誓書と法人の登記事項証明書の写し</u></p> <p>3 補助対象システムの設置に係る工事請負契約書（補助対象システムが設置された新築住宅を購入した場合は、売買契約書）の写し ※<u>契約書で補助対象システムの設置に関する事項が確認できない場合は、見積書その他契約に補助対象システムが含まれることが確認できる書類を添付してください。</u></p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>

<p>太陽光発電システム</p>	<p>1 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し</p> <p>2 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 (1) 太陽電池モジュールの設置がわかる写真 (2) 補助対象システムを設置した住宅の全景 (3) パワーコンディショナの設置がわかる写真 (4) パワーコンディショナの製造業者、品番が分かる写真</p> <p>3 電力会社との電力受給契約に関する書類の写し ※交付申請の受付期間内に添付できない場合は、上記書類に代えて次の書類全てを提出してください。 (1) 再生可能エネルギー発電事業計画についての国の認定通知書の写し (2) 電力会社の電力系統への発電設備の連携が完了に関する申立書(様式第8号) (3) 余剰電力販売用の電力量計のカラー写真(2種類) ・電力量計の設置がわかる建物全景写真 ・余剰電力販売用の電力量計であることが読み取れる近接写真</p> <p>※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力のうちいずれか小さい方の値を確認します。当該書類で確認ができない場合は、上記の値が記載されている書類を提出してください。</p> <p>4 補助対象システムの竣工検査の試験記録書(様式第3号)及び出力試験の値が読み取れるカラー写真</p>
<p>家庭用燃料電池システム(エネファーム)</p>	<p>1 国補助金の額確定通知書と取得財産等管理台帳の写し ※<u>交付申請の受付期間内に添付できない場合は</u>、上記書類に代えて次の書類全てを提出してください。 (1) 国補助金の補助事業完了報告書(兼取得財産等明細書)の写し(全3枚) (2) 設置した補助対象システムのカラー写真(2種類) ・補助対象システムの設置がわかる全景写真 ・製造業者、型式、製造番号が読み取れる近接写真</p>

住宅用エネルギー管理システム (HEMS)	1 補助対象システムの設置費に係る領収書の写し
家庭用リチウムイオン蓄電システム	2 補助対象システムの設置工事完了後のカラー写真 (1) 補助対象システムの設置が分かる写真 (2) 補助対象システムの製造業者、品番、製造番号が分かる写真※ ※製造業者、品番、製造番号が分かる写真が撮れない場合は、保証書又は出荷証明書を提出してください。
V2Hシステム	3 補助対象システムであることがわかる資料 (カタログ、パンフレット等)

手続きの流れ

(全補助対象システム共通)

1 申請書類の提出

申請に必要な書類を揃えて、生駒市役所 2 階環境モデル都市推進課 (22 番窓口) へ直接お申し込みください。郵送による受付はいたしません。

※事務手続きに関して、第三者の代行が可能です。

2 審査

書類を審査し、補助金交付の可否を決定します。

3 交付決定又は不交付決定の通知

(1) 補助金の交付を決定し額を確定したときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金交付決定兼確定通知書 (様式第 4 号) により交付申請者に通知します。

(2) 不交付と決定したときは、生駒市創エネ・省エネシステム普及促進事業補助金不交付決定通知書 (様式第 5 号) により交付申請者に通知します。

4 補助金の請求

交付申請者は、補助金交付決定兼確定の通知を受けたときは、生駒市創エネ・省エネシ

STEM普及促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長が定める日までに環境モデル都市推進課へ提出してください。（郵送可）

※請求書に記入する振込先の口座は申請者ご本人の口座を記入してください。

※申請書と同一の印鑑をご使用ください。

5 補助金の交付

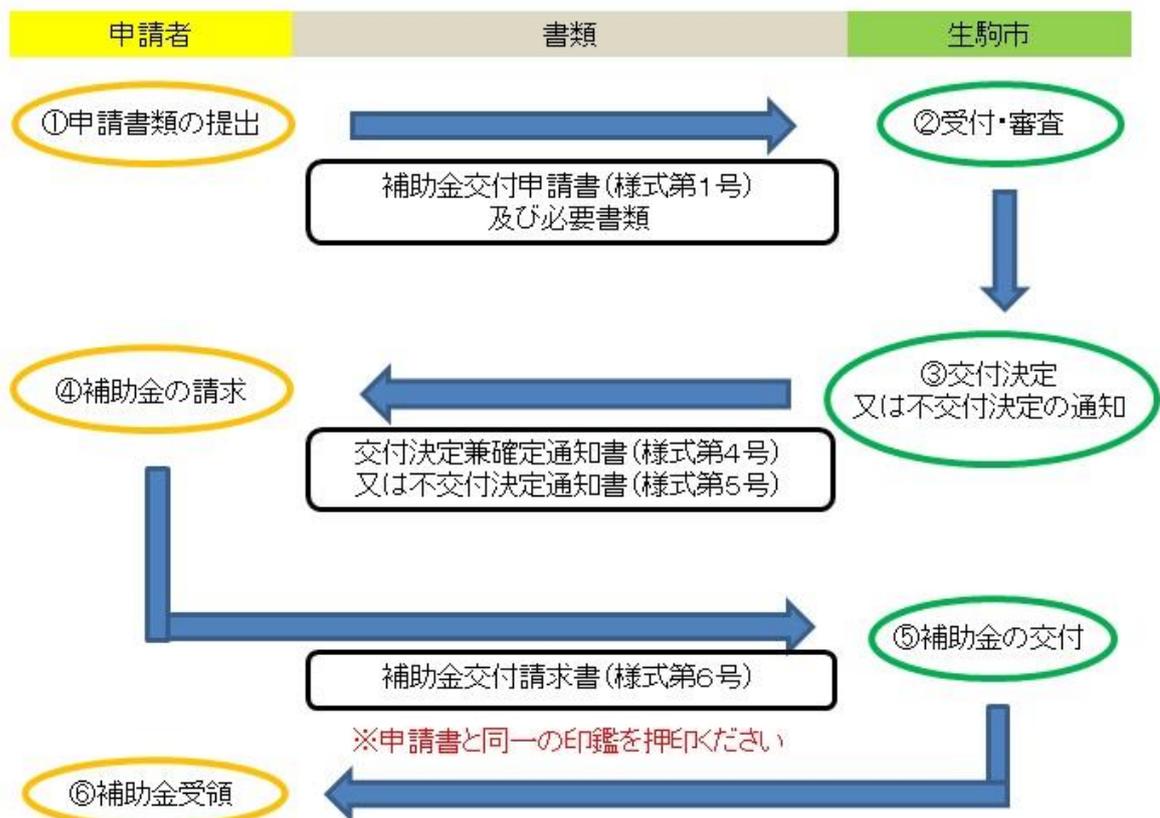
補助金交付請求書が提出されてから30日以内に、補助金交付請求書に記載されている指定口座に補助金を振り込みます。

※郵送で請求書を提出した場合は、環境モデル都市推進課に到着した日から30日以内の振り込みとします。

6 補助金受領

指定の口座に入金があるか確認してください。

【申請から補助金を受領するまでの流れ】



備考

- 補助対象システム設置後に申請してください。
- 複数の補助対象システムを申請しようとするときは、同時申請が可能です。同時申請をする場合、重複する書類（契約書等）は1部のみの提出でかまいません。
- 申請書を記入する際は黒のボールペンを使用してください。なお、消せるボールペンは不可とします。
- 申請書に押印する印鑑は、認印でかまいません。ただし、ゴム印やスタンプ式印鑑はさけてください。
- 申請書、宣誓書、請求書の印鑑は全て同一の印鑑を押印してください。
- 記入誤りがあった場合は、訂正箇所^二に二重線を引いた上で、申請書と同一の印鑑で訂正印を押印してください。修正液等の使用は不可とします。
- 交付決定後、各種アンケート等へご協力をいただきます。
- 生駒市ホームページでも様式などのダウンロードが可能です。（ホームページアドレス <http://www.city.ikoma.lg.jp/>）